

# 安全データシート (SDS)

作成： 2017年 1月 14日

改訂： 2025年 8月 1日

## 1. 化学品及び会社情報

製品名 : SN-1307 EVA25ターポリン (黒)  
 会社名 : 三喜工業株式会社  
 住所 : 千葉県千葉市中央区今井1-4-16  
 担当部門 : 企画開発部  
 電話番号 : 043-262-8100  
 FAX番号 : 043-263-2638  
 緊急連絡先 : 043-262-8100  
 整理番号 : SDS-1059-04-9

## 2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類 : 分類できない  
 GHSラベル要素  
 絵表示又はシンボル : なし  
 注意喚起語 : なし  
 危険有害性情報 : シート状の成型品のため、通常の手扱いにおいては「吸入」や「目に入る」又は「誤飲」に対する障害や危険有害性は予見されない。  
 注意書き : 第4章応急措置、第7章取扱い及び保管上の注意、第13章廃棄上の注意を参照

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物 (成型品)  
 化学名又は一般名 : ポリエステル繊維織物基布エチレン・酢酸ビニル(EVA)樹脂被膜シート

成分名(一般名)	CAS RN	官報整理番号		政令番号	
		化審法番号	安衛法番号	安衛法57条の2 表示・通知対象物質 政令番号	化学物質管理促進法 (PRTR) 政令番号
ポリエステル繊維	25038-59-9	7-1022	既存	-	-
エチレン・酢酸ビニル共重合体	24937-78-7	6-6	既存	-	-
酸化チタン	13463-67-7	1-558	既存	規則別表第2の623	-
酢酸ビニル	108-05-4	2-728	既存	規則別表第2の602	非該当
カーボンブラック	1333-86-4	-	-	規則別表第2の403	-
安定剤・その他	非公開	非公開	登録あり	-	-

労働安全衛生法57条の2 通知対象物質及び、化学物質排出把握管理促進法上、名称等を通知・表示すべき義務を有す物質について示した。その他については主成分を開示した。

---

## 4. 応急措置

- 吸入した場合 : 成形品であり該当しない。  
: 燃焼ガスには刺激性のあるガス（一酸化炭素、炭化水素酸化物、有機酸、アルデヒドやアルコール等）が含まれるので、できるだけ吸入を避け、多量に吸引した場合は速やかにうがい等の応急処置を行い、医師の診察を受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 燃焼により発生したガス、粉塵・煤煙、ヒュームが皮膚に付着した場合は、水やお湯で石鹸など使用して十分に洗い落とす。外観の変化や痛みがある場合には医師の診断を受ける。
- 眼に入った場合 : シート片が眼球を傷つける可能性がある為、違和感や痛みが続くようであれば医師の診断を受ける。  
: 燃焼により発生したガス、粉塵・煤煙、ヒュームが目に入った場合、大量の清浄な流水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗う。
- 飲み込んだ場合 : 切り屑などを飲み込んだ場合、可能なら吐かせる。必要により医師の診察を受ける。
- 応急措置をする者の保護に必要な注意事項 : 燃焼ガス、粉塵・煤煙、ヒュームが蔓延している場合、救助者は、保護手袋、保護眼鏡などの保護具を着用する。

---

## 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 散水、ドライケミカル、炭酸ガス、泡等。
- 使ってはならない消火剤 : データなし
- 火災時の特有の危険有害性 : 完全燃焼した場合、二酸化炭素と水が発生する。不完全燃焼した場合は、これらに加え一酸化炭素、炭化水素酸化物(有機酸、アルデヒド及びアルコール等)が発生するので、煙の吸入を避ける。
- 特有の消火方法 : 消火剤を用い、風上から消火作業を行う。
- 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置 : 消火作業時は空気呼吸器や保護具を着用し、煙の吸入を避ける。
- その他 : 火災発生場所の周辺に、関係者以外の立ち入りを禁止すること。

---

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 該当しない  
: 指定なし
- 環境に対する注意事項 : 漏出物が環境中に放出されないように注意する。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材 : シート状なので巻き取るか、あるいは折り畳んで処分する。  
: 飛散したものを掃き集め、適当な容器に回収する。

---

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い（技術的対策及び注意事項）

- 静電気に対する取扱注意事項 : 取扱い時に静電気が発生しやすいため帯電防止の保護具使用や除電をする。  
: 静電気により着火し易い可燃物は隔離させる。
- 加熱時の注意事項 : 熱溶着で縫製する場合は、煙を吸入して気分が悪くなるおそれがあるので室内の換気を十分に行う。
- 高温低温時の注意事項 : 高温時には軟化するため、常温で使用する。  
: E V A樹脂は50℃以上で軟化し始めるため、加圧させた状態で、他材質と接触させて長期間置くと溶着したり、ロール状の製品の素材同士がブロッキング（溶着）して開反が困難になることがある。  
: 夏場の太陽光や各種ヒーターなどによる輻射熱は雰囲気温度以上に原反温度を上昇させるため、直射日光やこれらの輻射熱から原反を遠ざけて取扱うように

- 搬送時の注意事項 : 本製品は転がりやすく且つ重量物のため輸送あるいは保管時、荷崩れ防止策を講じるようにする。
- 火源に対する注意事項 : 製品を火源に近づけると燃えるので取り扱いに注意する。
- 保管(技術的対策及び保管条件) : 円筒形の重量物のため転がりやすいので、水平な場所に保管し、ストッパーを置く。
- : 雨水や日光の直射を避け、換気の良い屋内冷暗所に保管する。
- : 火気、熱源、スパーク、火花から遠ざけて保管する。
- : 高温多湿下に長期保管するとカビが発生する事があるため乾燥雰囲気中で保管する。
- : 長期間締め切られた空間に保管する場合は定期的に換気を行う。

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 : 設定されていない

許容濃度 : 設定されていない

(参考) 樹脂固形物のため、分類基準に該当しないが、成分単体としては下記の許容濃度がある

許容濃度	EVA樹脂 (有機粉塵として)	カーボンブラック	酢酸ビニル
ACGIH (TWA)	3mg/m <sup>3</sup> (レスピラブル粒子) 10mg/m <sup>3</sup> (インハラブル粒子)	3mg/m <sup>3</sup>	10ppm STEL:15ppm
日本産業衛生学会 (TWA)	第3種粉塵 吸入性粉塵 2mg/m <sup>3</sup> 総粉塵 8mg/m <sup>3</sup>	第2種粉塵 吸入性粉塵 1mg/m <sup>3</sup> 総粉塵 4mg/m <sup>3</sup>	データなし

設備対策

静電気対策 : 除電対策(除電テープ・静電気除去装置など)をする。

排気対策 : 通常は特に必要としない。

加熱を要する成型加工時(熱溶着など)に発生するガスは局所排気設備で吸引し、高所放出する。

高温での成形作業では目、鼻、喉を刺激する煙が発生することがある。この煙に晒されると眼の充血及び痒み、咳、喉の痛み等の症状を引き起こす虞があるため、換気を充分に行う。

保護具

呼吸用保護具 : 通常は特に必要としない。

保護眼鏡 : 通常は特に必要としない。

保護衣 : 帯電防止作業衣の着用が好ましい。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: シート状固形物	分解温度	: データなし
色	: 1章に記載	pH	: なし(固体)
臭い	: 無臭～極僅かなエステル臭	動粘性率	: なし(固体)
融点/凝固点	: データなし	溶解度	: データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	: データなし	n-オクタノール/水分係数	: なし(混合物)
可燃性	: データなし	(log値)	
爆発限界及び爆発上昇限界	: データなし	蒸気圧	: なし(固体)
/可燃限界		密度及び/又は相対密度	: 1.4(ポリエステル)

引火点	: EVA樹脂:(205~285°C)	相対ガス密度	: データなし
自然発火点	: EVA樹脂:(450~475°C)	粒子特性	: データなし

0.92-0.97(EVA)

## 10. 安定性及び反応性

反応性	: 通常の取扱い条件下では安定
化学的安定性	: 通常の取扱い条件下では安定
危険有害反応可能性	: 強酸、酸化剤と反応する虞がある
避けるべき条件	: 高温、多湿、直射日光、火気
混触危険物質	: 強酸、酸化剤
危険有害な分解生成物	: EVA樹脂の熱分解により酢酸ビニル、酢酸、一酸化炭素、二酸化炭素、炭化水素酸化物(有機酸、アルデヒド、アルコール等)を発生する。

## 11. 有害性情報

急性毒性	: データなし	発がん性	: IARC Gr2B:[酸化チタン]
皮膚腐食性/刺激性	: データなし		区分1B [酢酸ビニル]
眼に対する重篤な損傷性/	: データなし	生殖毒性	: データなし
眼刺激性		特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: データなし
呼吸器官作性又は皮膚感作性	: データなし	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: データなし
生殖細胞変異原性	: データなし	誤えん有害性	: データなし

※ 製品としてのデータなし

(参考)

適切な試験ガイドラインとGLP基準に準拠して実施された(1)及び(2)において、動物種2種に悪性腫瘍を含む明らかな発がん性の証拠が認められたことから、区分1Bとした

(厚労省委託がん原性試験結果(Access on September 2019))。

(1) ラットを用いたがん原性試験(2年間飲水投与)で、雄投与群に口腔の扁平上皮がん、扁平上皮乳頭腫、雌投与群に口腔と食道の扁平上皮がんの発生増加がみられた。

(2) マウスを用いたがん原性試験(2年間飲水投与)で、雌雄の投与群に口腔と胃の扁平上皮がん、扁平上皮乳頭腫、食道と喉頭の扁平上皮がんの発生増加が認められた。

## 12. 環境影響情報

生態毒性	: データなし	土壤中の移動性	: データなし
残留性・分解性	: 難分解性	オゾン層への有害性	: データなし
生態蓄積性	: データなし	他の有害影響	: データなし

※ 製品としてのデータなし

## 13. 廃棄上の注意

- 1 国の法規及び地方条例に従って廃棄物処理を行う。
- 2 埋め立時には「廃棄物処理法」に従って実施する。
- 3 焼却処理をする場合は都道府県の許認可を受けた焼却炉において実施する。
- 4 本製品の包装材料についても上記1~3に示した内容で実施する。

## 14. 輸送上の注意

国際規制	: 該当しない
国内規制	: 該当しない
輸送上の一般的注意事項	: 円筒形であり転がりやすいため、荷崩れ対策を実施する。

---

## 15. 適用法令

### 関係法令

- 消防法 : 市町村条例に従った対応が必要。
- 廃棄物処理法 : 廃プラスチックに該当。  
国、都道府県、市町村の規制に従い、産業廃棄物処理する。
- 労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険有害物（法第57条、施行令第18条別表第9）  
政令番号 規則別表第2の602 酢酸ビニル  
: 名称等を通知すべき危険有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）  
政令番号 規則別表第2の403 カーボンブラック  
政令番号 規則別表第2の602 酢酸ビニル
- 労働安全衛生規則 : 第577条の2第3項の規定に基づき、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの  
酢酸ビニル（成形工程揮発なしとした場合の推定濃度 最大0.3wt%）  
★残留分析データがないため、該当と判定。酢酸ビニルの沸点（72℃）よりも高い成形温度で、弊社製品は加工されているため、実際の残留濃度は、推定値よりも低いと推察しております。
- 毒物及び劇物取締法 : 非該当
- 化学物質排出把握管理促進法 : 非該当
- 外国為替及び外国貿易法 : 輸出貿易管理令第1の16項に該当するので、経済産業省のガイドラインの参照や事前相談が望ましい。

---

## 16. その他の情報

### 引用文献

- ① JIS Z 7252：2019 GHSに基づく化学物質等の分類方法
- ② JIS Z 7252：2019 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)
- ③ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）最終改正：令和四年六月一七日施行（令和四年法律第六十八号）
- ④ 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト  
（令和5年8月30日改正政令公布、令和7年4月1日施行）
- ⑤ PRTR「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成十一年法律第八十六号）  
最終改正：令和五年四月一日施行
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年九月二十三日政令第三百号）  
最終改正：令和五年十二月一日施行（令和五年政令第三百四十四号）
- ⑦ 毒物及び劇物取締法施行令（昭和二十五年十二月二十八日法律第三百三号）  
最終改正：令和二年四月一日施行（平成三十年政令第二百九十一号）
- ⑧ -GHS 対応- 化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS 提供制度（全体版） 安衛法における表示・SDS 制度
- ⑨ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム(CHRIP)
- ⑩ 入手した原材料データおよび原材料SDS

### 免責事項

- ① 本データシートは、一般的な工業的用途について、製品の適切な取扱いを確保するための参考資料として提供するもので、製造者の保証書ではありません。
- ② 本データシートの記載内容は、作成時点において弊社の入手し得る限りの情報に基づいて日本国内法規を基準に作成したのですが、その内容の厳密性については責任を負うものではありません。個々の取り扱いに関しては、貴社の責任において用法・用途の実態に応じた適切な安全・環境対策を講じた上で、製品をご使用いただきますようお願い致します。
- ③ 個所の物質、成分に関して製品の安全データシートの発行が義務付けられている「労働安全衛生法上の名称等を通

知すべき有害物」、及び、「化学物質排出把握管理促進法上の第一種指定化学物質と特定第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質」対象物質、毒劇法対象物質以外の物質につきましては、弊社の都合により開示しないこともあります。ご了承ください。

以上